施工管理基準（水道管工事編）

令和5年　6月　1日

八尾市水道局

目　　次

1　一般
1　目的
2　適用
3　構成
4　管理の実施
5　管理項目及び方法
6　是正措置
7　その他
2　工程管理
1　工程管理の意義
2　工程管理の手順
3　工程図表
4　実施工程表による工程管理
5　実施工程表の記入方法
3　出来形管理
1　目的等
2　適用
3　管理の実施
4　管理項目及び方法
5　規格値
6　出来形管理基準適用の留意点
7　出来形管理基準及び規格値
4　品質管理
1　目的等
2　適用
3　管理の実施
4　管理項目及び方法
5　規格値
6　品質管理基準適用の留意点
7　品質管理基準及び規格値
5　写真管理
1　適用範囲
2　撮影頻度
3　工事写真の分類
4　写真の色彩
5　写真の整理及び提出
6　提出部数及び形式
7　工事写真の整理方法
8　留意事項
9　撮影箇所一覧

施工管理基準（水道管工事編）

1　一般

この施工管理基準（水道管工事編）（以下「施工管理基準」という。）は、八尾市土木工事標準仕様書（第1編共通編 1-1-1-23「施工管理」）に規定する水道管工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1－1　目的

この基準は、八尾市水道局が発注する水道管工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

1－2　適用

この基準は、八尾市水道局が発注する水道管工事について適用し、この基準に記載のない事項については、八尾市土木工事共通仕様書及び八尾市建設工事検査必携によるものとする。ただし、工事の種類、規模、施工条件等によりこの基準によりがたい場合は、監督職員と協議して他の方法によることができる。また、道路復旧などの施工管理は、各道路管理者などの定める基準によらなければならない。

1－3　構成

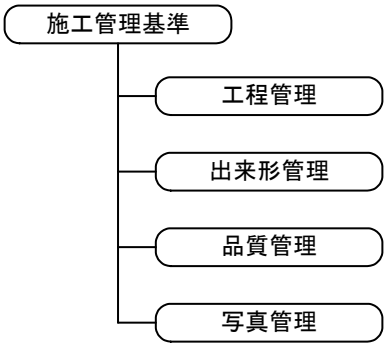

1－4　管理の実施

（1）受注者は、工事施行前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（2）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（3）受注者の実施する測定（試験）等は、工事の施工と平行して管理の目的が達せられるように速やかに実施しなければならない。

（4）受注者の実施する測定（試験）等の結果は、随時管理図表等に記録し、適切な管理を行わなければならない。また、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1－5　管理項目及び方法

（1）工程管理

受注者は、工程管理を、工事内容に応じた方法により作成した実施工程表により管理するものとする。

ただし、緊急工事又は維持管理工事等の当初工事計画作成が困難な工事内容については省略できるものとする。

（2）出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値（出来形値）を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

（3）品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表を作成し管理するものとする。

また、「その他」となっている試験項目の適用の指示は、特記仕様書、現場説明書または変更指示書などによるものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認し、必要に応じて検査を実施しなければならない。
（4）写真管理
受注者は、写真管理を写真管理基準に基づき、工程管理・出来形管理・品質管理と合わせ、工事施工状況が明確になるよう管理するものとする。

1－6　是正措置
1　工程管理において受注者は、全体及び重要な工種の工程に遅れを生じたときは直ちに原因を究明し、改善策を提案して、監督職員と協議すること。
2　出来形及び品質管理において受注者は、測定（試験）値が設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、改善を図ること。また、測定（試験）値が規格値を外れた場合には、直ちに原因を究明し、改善策を立て、監督職員に報告のうえ、その指示を受けること。

1－7　その他
（1）出来形管理基準の規格値とは、設計数値と出来上がり数値との差の許容限界をいい、個々の測定値に対するもので、その平均値（延長については合計延長）は設計数値を下回ってはならない。
（2）出来形値、品質管理値において測定値が管理基準から外れる場合、または上限の規格値はないがプラス面が大きくなり、美観、構造上支障となる場合は、監督職員の指示により手直し等の処置を行わなければならない。
（3）工種により、出来形の管理規格値がないものは、監督職員の指示により、類似のものを規格値とする。

2　工程管理

2－1　工程管理の意義
1　工程管理とは、契約の工期内に工事を「ゆとり」をもって完成させるため、計画より工程が遅れているかどうかを工事中常にチェックし、計画どおりに実施されるように施工進度を調整することである。
2　工事の施工にあたっては、決められた工期内に、所定の仕様書、図面などに基づいて工事を完全に仕上げていくことが最も重要である。そのためには、工期のほか品質、精度などが完全であるとともに、契約条件を満足し、併せて工事の予算にも見合う、最も効率的かつ経済的な施工計画を作成し、管理していくことが必要である。
3　工程管理は、次の内容に区分できる。
（1）工事着手前の施工計画段階における実施工程表の作成
（2）工事施行途中の段階における実施工程表の検討、修正（工程の変更）
4　工事は、常に実施工程表に基づいて実施されなければならないが、施工計画段階や施工途中のいずれの場合においても、実施工程表の作成方法の基本は同じである。

2－2　工程管理の手順
管理の手順は、計画→実施→検討→処置のサイクルで行う。これらの各段階における工程管理項目の主な内容については次のとおりである。

2－2－1　計画
1　施工計画（施工方法、施工の順序など基本方針の決定）
2　工程計画（施工に要する日程の計画、実施工程表の作成）
3　使用計画（労務、主要資材、機械設備の配備、資金などの所要時期、資材の数量及び輸送などの計画）

2－2－2　実施
1　労務、主要資材、機械設備の段取り
2　工事の指示、監督

２－２－３　検討

１　工事進捗状況の管理（工程計画と実施の比較、また工事が遅れている場合には、その原因の究明）

２　作業量の管理（資材の使用数量と計画数量のチェックなど）

３　手配の管理（作業員、機械設備、仕様材料などの手配）

２－２－４　処置

各段階の是正処置（作業内容及び設備の改善、工程の促進、計画の修正など）

２－３　工程図表

工程図表は、各種の工事内容及び施工数量をわかりやすく図表化して、工事実施とその検討の基準として使用するものである。工程図表の作成は、経済的な工程計画を目標として作業可能日数の算定、平均施工速度による１日標準施工日数の算定、施工順序の決定及び最適工期の決定などを行って工程を決定し施工と管理のために使用する。

２－３－１　工程表の様式

１　横線式工程表（バーチャート、ガントチャート）

２　曲線式工程表（グラフ式工程表）

３　ネットワーク式工程表（PERT・CPB）

２－４　実施工程表による工程管理

１　実施工程表は、工事の進捗を確認するため受注者が工事着手前に第 1 回目を、その後は月初めに提出するものとする。なお、500 万円未満の工事にかかる実施工程表の提出については、監督職員と協議のうえ省略することができる。

２　実施工程表を別の詳しい様式にて管理するときは、その工程表を提出することができる。

２－５　実施工程表の記入方法

１　実施工程表に記入する工種は、工事の中心になる主要なもののみを記入し、数量の少ないもの、工程管理上支障のないものは省略してもよい。

２　所要日数欄には、所要の実作業日数を加味した拘束日数を記入すること。

（例1）布設工　VPφ75mm　128m　日進量 32m／日の場合

　　実作業日数は・・・128m÷32m／日=4 日　となる。

（例 2）布設工　VPφ75mm　391m　日進量 32m／日の場合

　　実作業日数は・・・391m÷32m／日=12.21 日　となるが、少数を切り上げて、施工日数は 13 日とする。

＊注：日進量・・・受注者の計画量

３　設計変更が生じた場合

変更が生じたときはその時点で、変更数量より予定を組み替え、速やかに変更後の実施工程表を提出しなければならない。ただし、変更指示があった時点（もしくは、変更契約の期日）から完成期日までの期間が 1 ヶ月未満の場合は、変更後の実施工程表は提出しなくてもよい。

４　工程表の種類

（1）工程表・・・契約時に八尾市水道局請負約款第 3 条第 1 項に基づき提出するもの。なお、500 万円未満の工事にかかる工程表の提出については、省略することができる。

（2）実施工程表・・・八尾市水道局標準仕様書（１－１－7「施工計画書」）に基づき提出するもので、工種、工事規模にかかわらずこの実施工程表により工程の管理を行う。

５　工事日報

工事の状況を十分把握しておくためにも、受注者は工事日報を作成し、その時期にどのような作業を行ったかを記録しておくことが必要である。なお、受注者は速やかに監督員へ工事日報を提出するものとする。

3 出来形管理

3－1 目的等

この出来形管理基準は、八尾市水道局が発注する水道管工事の出来形管理基準及び規格値を定めたものである。
この基準は、水道管工事の施工について、契約図書に定められた工事目的物の出来形の確保を図ることを目的とする。

3－2 適用

この基準は、八尾市水道局が発注する水道工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員の承諾を得て他の方法によることができる。

3－3 管理の実施

（1）受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
（2）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
（3）受注者は、測定等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
（4）受注者は、測定等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し直ちに提示するとともに、完成時に提出しなければならない。

3－4 管理項目及び方法

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形表又は、出来形図を作成し管理するものとする。

3－5 規格値

受注者は、出来形管理基準により測定した各実測（計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

3－6 出来形管理基準適用の留意点

（1）この出来形管理基準は、検査に必要な最小限の基準であり、各工事においては、原則として、起・終点及び各測点管理を行い、その内から各工種の測点基準により出来形管理表を作成すること。
（2）延長管理するもののうち施工延長が 30m 以下のものについては、1 施工単位あたり起点・中間・終点の 3 箇所を測定すること。
（3）管理位置については、あらかじめ施工計画書に記載すること。
（4）道路復旧等の施工管理は次の各項に定めるものとする。
　① 各道路管理者の定める基準によらなければならない。
　② 他企業等との引渡し条件がある場合は、その基準によらなければならない。
　③ 上記①②以外の場合について、写真により判断が出来ない場合はコア抜きにより確認するものとする。
（5）受注者は、出来形管理に当たっては、監督職員と設計数量との整合性について協議し、適切な管理を行わなければならない。

３－７ 出来形管理基準及び規格値(1/5)

番号	区分	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	備考
1	共通	基礎工	幅 b	設計値以上	実施箇所ごとに測定する	図―1	
			厚さ t	－30			
			延長 L	構造物の規格値による			
2	土工	掘削工	掘削幅 A、B	－50	延長30mにつき1箇所の割合で測定する（掘削断面ごと）	図－2	
			掘削深 H	－30			
3	管布設工	管布設工	各測点間の距離 平面延長 L＝30m未満	±90	平面延長Lとは、竣工図オフセット図作成箇所を測点とし、その 2 点間とする	図－3	
			各測点間の距離 平面延長 L＝30m以上	±L／1,000			
			土被 h	－30	延長30mにつき1箇所の割合で測定する（管種・口径ごと）		
			占用位置 W	±30			
		埋設表示シート布設工	中心のずれ	±100			
4	管防護工	管防護工	幅 A	－30	実測箇所ごとに測定する	図－4	
			高さ H	－30			
			辺長 BCDE	－30			

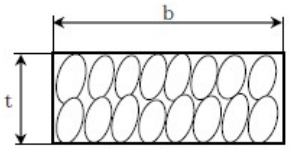

図－１

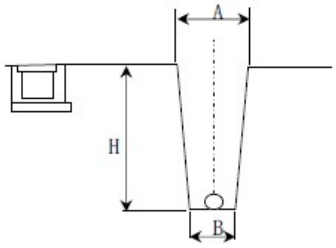

図－２

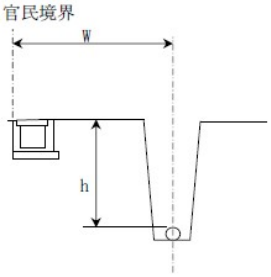

図－３

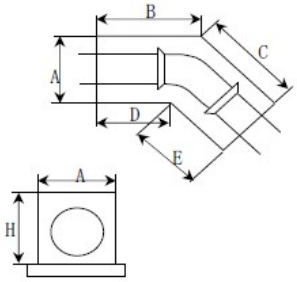

図－４

３－７ 出来形管理基準及び規格値(2/5)

番号	区分	工種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	備考
5	推進工	機械推進	基準高		±50	推進管 1 本毎に測定する。発進・到達立坑の矢板の中心間を測定する。(鞘管推進工法の場合、鞘管で管理する。)	図－5	鞘管推進工法の場合、規格値以内であっても内部の管の布設に支障があってはならない。
			中心線の変位(水平)		±50			
			推進延長	L	－200			
6	水管橋	橋台工	基準高		±20	橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は図面の寸法標示箇所で測定。	図－6	
			橋台の天端長		ℓ1＝－50			
			橋台の敷長		ℓ2＝－50			
			橋台の天端幅(橋軸方向)		W1、W2＝－10			
			橋台の敷幅		W3＝－50			
			橋台の高さ		h1＝－50			
			胸壁の高さ		h2＝－30			
			床版の高さ		h3＝－20			
			胸壁間の距離		L＝±30			
		仮組立精度	全長、支管長 L		＋L／1,000～－0		図－7	
			製作キャンバー σ		＋10%～－0			
			管体の通り(直進度)		管軸芯に対して左右±10			
			補鋼部材の高さ H		±H／500			
			桁・トラスの中心間距離		±B／500			
			桁・トラスの通り		管軸芯に対して左右±10			
			補鋼部材の鉛直度		±H／500 最大値 10 mm			

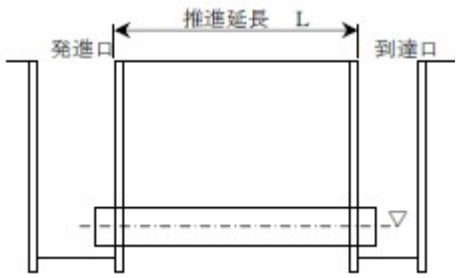

図－５

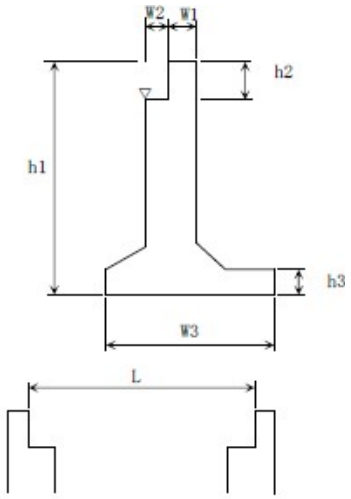

図－６

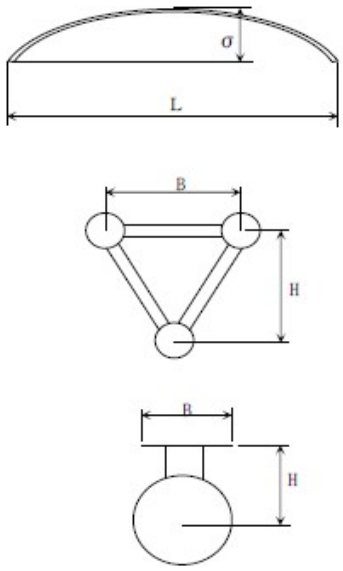

図－７

３－７ 出来形管理基準及び規格値(3/5)

番号	区分	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	備考
6	水管橋	仮組立精度	現場継手の目違い	板厚の 10% 板厚 15 mm以下は 1.5 mm以下	塗膜厚の測定は、下塗中塗上塗の各層ごとに測定する。 合計膜厚は、設計膜厚以上とする。	1:鋼橋(水管橋本体) 厚さは電磁微厚計その他により管軸方向に対し任意の 3 箇所以上、その各箇所の円周任意の 4 点で測定する。 2:歩廊等(付属部材) 10 ㎡につき 1 箇所測定する。	
		架設精度	仮組立精度に準じる	仮組立精度に準じる			
		塗覆厚	各層膜厚	各層設計膜厚以上			
7	塗覆装工	エポキシ樹脂塗装	外面塗装の塗膜厚	設計値以上			
			塗り重ね幅	20 mm以上			
		水道用エポキシ樹脂塗装	内面塗装の塗膜厚	設計値以上			
8	弁室類築造工	弁室類築造工 (現場打)	床盤厚	t3＝－20	各弁室ごとに測定	図－8	
			内寸幅	b＝－30			
			内寸高	h＝－30			
			壁厚	t1、t2＝－20			
9	弁栓類設置工	仕切弁設置工	芯からの管直角方向	a＝±10	各弁室ごとに測定	図－9	
		仕切弁設置工 (バタフライ弁)	芯からの管直角方向	a＝±30	各弁室ごとに測定	図－10	

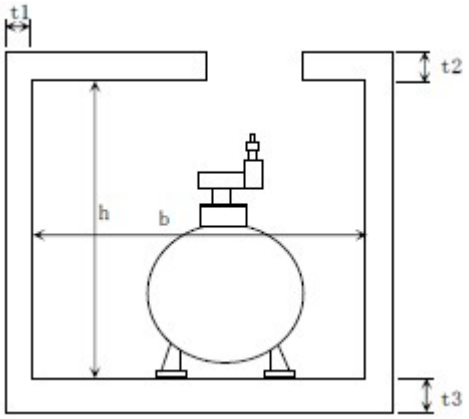

図－８

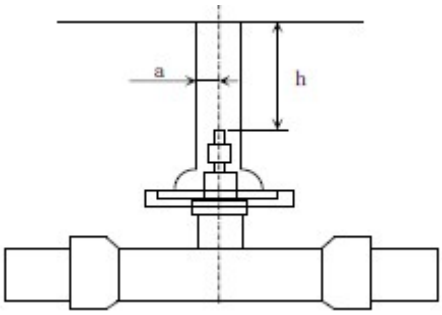

図－９

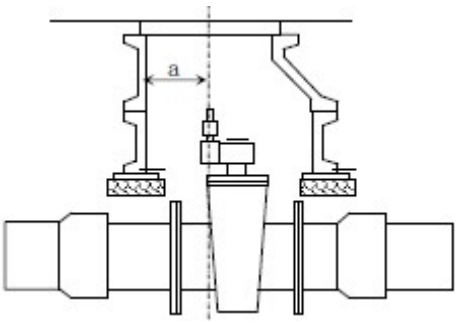

図－１０

３－７　出来形管理基準及び規格値(4/5)

番号	区分	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	備考
9	弁栓類設置工	消火栓設置工 （排水栓含む）	G.Lからの深さ	h＝160～250	各室ごとに測定	図－11	
			芯からの管直角方向	a＝±30			
		空気弁設置工	G.Lからの深さ	h＝160～250	各室ごとに測定	図－12	
			芯からの管直角方向	a＝±30			
		排水施設設置工	G.Lからの深さ	h＝100～150	各室ごとに測定	図－13	
			芯からの管直角方向	a＝±10			
		ブロック据付状態	目視	良好なこと	各室ごとに測定		
		鉄蓋の据付状態	目視	段差のないこと	各室ごとに測定		

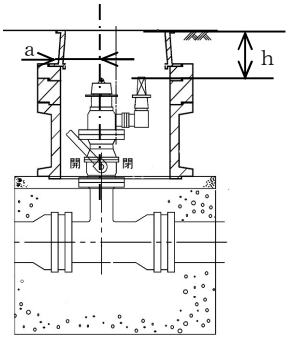

図－１１

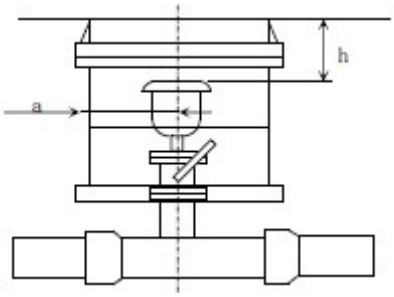

図－１２

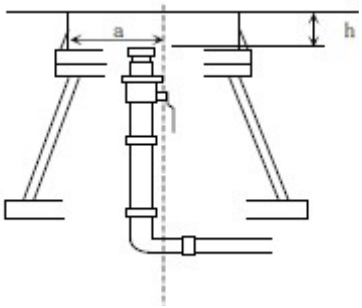

図－１３

３－７　出来形管理基準及び規格値(5/5)

番号	区分	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	備考
10	路面復旧工（注Ⅰ）	路床工	G.Lからの深さ	h＝±30	土工に準じる。	図-15	
		下層路盤工	厚さ	-45(個々の測定値)	延長 30m につき 1 個所測定		
			幅	-50			
		上層路盤工	厚さ	-25(個々の測定値)	延長 30m につき 1 個所測定。		
			幅	-50			
		アスファルト舗装工（基層、中間層）	厚さ	-9(個々の測定値)	延長 30m につき 1 個所測定。厚さは 1000 ㎡に1箇所の割合でコアを採取して測定		
			幅	-25			
		アスファルト舗装工（表層）	厚さ	-7(個々の測定値)	延長 30m につき 1 個所測定。厚さは 1000 ㎡に1箇所の割合でコアを採取して測定		
			幅	-25			

（注Ⅰ）　測定基準については、３－６(出来形管理基準適用の留意点)による。

（注Ⅱ）　３－7に記載のない工種については「八尾市土木施工管理基準　出来形管理基準及び規格値」に準ずる。

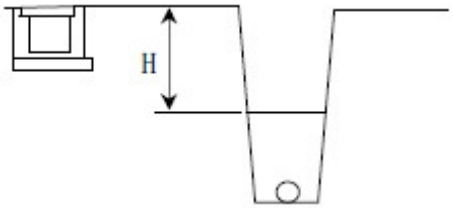

図－１５

４　品質管理

４－１　目的等

この品質管理基準は、八尾市水道局が発注する水道管工事の品質管理の基準及び規格値を定めたものである。
この基準は、水道管工事の施工について、契約図書に定められた工事目的物の品質規格の確保を図ることを目的とする。

４－２　適用

この基準は、八尾市水道局が発注する水道管工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。

４－３　管理の実施

（1）受注者は、工事施行前に、品質管理計画及び品質管理担当者を定めなければならない。
（2）品質管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な品質管理を行わなければならない。
（3）受注者は、試験等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
（4）受注者は、試験等の結果をその都度品質管理表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し直ちに提示するとともに、完成時に提出しなければならない。

４－４　管理項目及び方法

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて品質管理図表等を作成するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。
　ただし、道路管理者の指示または他企業等の引渡し条件のある場合は、指示された品質管理基準によるものとする。

４－５　規格値

受注者は、品質管理基準により測定した各実測（試験・検査）値は、すべて規格値を満足しなければならないものとする。

４－６　品質管理基準適用の留意点

この基準によりがたい場合は、監督職員と協議し、承諾を得て他の方法によることができる。なお、工事に使用する土木材料規格は、八尾市土木工事共通仕様書及び八尾市建設工事検査必携などに準拠するものとする。

4－7 品質管理基準及び規格値(1/13)

工種	種別	試験区分	試験品目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 ダクタイル鋳鉄管	材料 水道用ダクタイル鋳鉄管	必須	外観	目視による	(水道協会規格品) (外観検査) (1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、受口の接合形式の記号の表示があること。 (3)有害な曲がり、ひび割れ、キズ、錆、受口部の汚れなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	JIS G 5526、JWWA G 113、JWWA G 120の規定による。				
			性能		(水道協会規格外品) (1)管の種類記号、製造年、製造業者名又は略号、呼び径、受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)有害な曲がり、ひび割れ、キズ、錆、受口部の汚れなどがないこと。 (3)形状・寸法、性能についての規格値は、JIS G 5526、JWWA G 113、JWWA G 120の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。

4－7 品質管理基準及び規格値(2/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 ダクタイル鋳鉄管	材料 水道用ダクタイル鋳鉄異形管	必須	外観	目視による	(水道協会規格品) (外観検査) (1)日本水道協会「検査証印」の表示があること (2)管の種類記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、角度(曲管の場合)、呼び圧力(0.75MPa 以外のフランジ形の場合)、受口の接合形式の記号の表示があること。 (3)有害な曲がり、ひび割れ、キズ、錆、受口部の汚れなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	JIS G 5527、JWWA G 114、JWWA G 121 の規定による。				
			性能		(水道協会規格外品) (1)管の種類記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)有害な曲がり、ひび割れ、キズ、錆、受口部の汚れなどがないこと。 (3)形状・寸法、性能についての規格値は、JIS G 5527、JWWA G 114、JWWA G 121 の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。

4－7 品質管理基準及び規格値(3/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料	材料 水道用ダクタイル鋳鉄接合部品	必須	外観	目視による	(水道協会規格品) (外観検査) (1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)Dの記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、Sの記号(酸化被膜処理ボルトの場合)、接合形式の記号(フランジ形を除く)、材料の記号(例:SBR、EPDM、NBR又はCR)等の表示があること。 (3)有害な曲がり、ひび割れ、キズ、錆、受口部の汚れなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	JIS G 5527 付属書の規定による。				
			性能		(水道協会規格外品) (1)種類記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)有害な曲がり、ひび割れ、キズ、錆、受口部の汚れなどがないこと。 (3)形状・寸法、性能についての規格値は、JIS G 5527 付属書の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
	材料 水道用管明示テープ 埋設シート ポリエチレンスリーブ ナイロンスリーブ ロケーティングワイヤー	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)指定した文字などの表示があること。 (2)有害なキズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については鋳鉄管協会規格による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)納品伝票は使用材料整理表に収録する	(1)入荷状況、保管状況について撮影する。
			形状・寸法	形状・寸法、性能については JWWA G 113、JWWA G 114 の付属書の規格による。				
			性能					

4－7 品質管理基準及び規格値(4/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 鋼管 ステンレス鋼鋼管含む	材料 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 水道用ステンレス鋼鋼管	必須	外観	目視による。	(水道協会規格品) (外観検査) (1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は、全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等発行の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	(水道用塗覆装鋼管) JWWA G 117 の規定による。 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 132の規定による。 (水道用ステンレス鋼鋼管) JWWA G 115 の規定による。 (溶接箇所) JIS Z 3106 の規定による。					
			性能		(水道協会規格外品) (1)管の種類記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)有害な曲がり、ひび割れ、キズ、錆などがないこと。 (3)形状・寸法、性能についての規格値は、JWWA G 117、JWWA K 132、JWWA G 115 の規定による。 (4)溶接部は、JIS Z 3106 の規定により、判定は2級以上、又はこれと同等以上を合格とする。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会発行の「検査証明書」又は製造会社の「規格証明書」(品質含む)「試験成績表」等による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。

4－7 品質管理基準及び規格値(5/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 鋼管 ステンレス鋼鋼管含む	材料 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管継手 水道用ステンレス鋼鋼管継手	必須	外観	目視による。	(水道協会規格品) (外観検査) (1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は、全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会発行の「検査証明書」又は製造会社の「規格証明書」(品質含む)「試験成績表」等による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	(水道用塗覆装鋼管継手) JWWA G 118 の規定による。 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管継手) JWWA K 117 の規定による。 (水道用ステンレス鋼鋼管継手) JWWA G 116 の規定による。 (溶接箇所) JIS Z 3106 の規定による。				
			性能		(水道協会規格外品) (1)管の種類記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)有害な曲がり、ひび割れ、キズ、錆などがないこと。 (3)形状・寸法、性能についての規格値は、JWWA G 117、JWWA K 117、JWWA G 116 の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会発行の「検査証明書」又は製造会社の「規格証明書」(品質含む)「試験成績表」等による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。

４－７ 品質管理基準及び規格値(6/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 ビニル管	材料水道用 耐衝撃性硬質塩化ビニル管	必須	外観	目視による。	（外観検査） (1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。 （受注者） (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する（距離表示材料全て）	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	（水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管） JIS K 6742（JWWA K 118）の規定による。				
			性能		（水道協会規格外品） (1)管の種類記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。 (3)形状・寸法、性能についての規格値は JWWA K 118、JWWA K 129 の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 （受注者） (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する（距離表示材料全て）	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
配水管材料 ビニル管	水道用ビニル管 耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	必須	外観	目視による。	（外観検査） (1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。 （受注者） (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する（距離表示材料全て）	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	（水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手） JIS K 6743（JWWA K 119）の規定による。				
			性能					

4－7 品質管理基準及び規格値(7/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 ポリエチレン管	材料水道用 ポリエチレン二層管	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	JIS K 6762 の規定による。				
			性能					
	材料水道用 ポリエチレン管金属継手	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	JWWA B 116 の規定による。				
			性能					

4－7 品質管理基準及び規格値(8/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 仕切弁	材料水道用 φ75㎜以上のダクタイル鋳鉄仕切弁 水道用バタフライ弁	必須	目視による。	(外観検査) (1)日本水道協会の「検査証印」の表示があること。 (2)仕切弁の材質、製造年、製造業者名又は略号、呼び径、呼び圧力(0.75MPa・1MPa)等の表示があること。 (3)有害な曲がり、キズ、弁体の異常、開閉異常等がないこと。	(外観検査) (1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。 (2)日本水道協会の「検査証印」及び規格記号などを撮影する。
			形状・寸法	(水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁) (1)形状・寸法は JWWA B 122 の規定による。 (2)性能は JWWA B 122 の規定による。 (水道用バタフライ弁) JIS B 2064 の規定による。				
			性能					
	材料 φ50㎜以下の仕切弁 ＊PE管は除く	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	(1)形状・寸法は八尾市指定リストの仕様による。 (2)性能は JIS B 2011 の規定による。				
			性能					

４－７　品質管理基準及び規格値(9/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 空気弁	材料水道用 空気弁 補修弁	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)空気弁及び補修弁の材質、製造年、呼び圧力(0.75MPa)などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。 (2)日本水道協会の「検査証印」及び規格記号などを撮影する。
			形状・寸法	(空気弁) JIS B 2063 の規定による。 (補修弁) 性能はJWWA B 126の規定による。				
			性能					
配水管材料 消火栓	材料 地下式単口消火栓 消火栓用補修弁	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本水道協会の「検査証印」の表示があること。 (2)消火栓及び補修弁の材質、製造年、呼び圧力(0.75MPa)等の表示があること。 (4)有害な割れ、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。 (2)日本水道協会の「検査証印」及び規格記号などを撮影する。
			形状・寸法	(消火栓) (1)形状・寸法は八尾市指定品リストの仕様による。 (2)性能はJWWA B 103の規定による。 (補修弁) (1)形状・寸法は八尾市指定品リストの仕様による。 (2)性能はJWWA B 126の規定による。			
			性能					

4－7 品質管理基準及び規格値(10/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 仕切弁	材料仕切弁用 鉄蓋 レジンコンクリートボックス	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)鉄蓋及び下桝の材質、製造年などの表示があること。 (2)有害な割れ、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	形状・寸法は八尾市指定品リストの仕様による。				
			性能					
配水管材料 消火栓	材料消火栓用 鉄蓋 レジンコンクリートボックス	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)筐の材質、製造年などの表示があること。 (2)有害な割れ、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	形状・寸法は八尾市指定品リストの仕様による。				
			性能					
配水管材料 空気弁	材料空気弁用 鉄蓋 レジンコンクリートボックス	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)鉄蓋及び下桝の材質、製造年などの表示があること。 (2)有害な割れ、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	形状・寸法は八尾市指定品リストの仕様による。				
			性能					

４－７　品質管理基準及び規格値(11/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 不断水工	材料 インサートバルブ 割丁字管ストッパー	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本水道協会の「検査証印」の表示があること。 (2)材質、製造年、呼び径、呼び圧力(0.75MPa)などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。 (2)日本水道協会の「検査証印」及び規格記号などを撮影する。
			形状・寸法	日本水道協会の規定による。				
			性能					
配水管材料 給水切替	材料 サドル分水栓	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本水道協会の「検査証印」の表示があること。 (2)製造年、呼び径などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	JWWA B 117 の規定による。				
			性能					

４－７　品質管理基準及び規格値（12/13）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料　給水切替	材料　止水栓　止水ニ　ニオンP　片落ちアダプター　逆止弁	必須	外観	目視による。	（外観検査） （1）日本水道協会の「検査証印」の表示があること。 （2）製造年、呼び径などの表示があること。 （3）有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	（1）外観検査は全数について行う。（受注者） （2）形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	（1）「材料承諾書」を提出する。 （2）第１回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 （3）第２回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 （4）日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する（距離表示材料全て）	
			形状・寸法	形状・寸法は八尾市指定品リストの仕様による。				
			性能					
	材料　止水栓筐　メーター筐等	必須	外観	目視による。	（外観検査） （1）八尾市章、材質、製造年などの表示があること。 （2）有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	（1）外観検査は全数について行う。（受注者）	（1）「材料承諾書」を提出する。 （2）第１回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 （3）第２回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 （4）納品伝票は使用材料整理表に収録する	（1）管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。
			形状・寸法	形状・寸法は八尾市指定品リストの仕様による。				
			性能					

4－7 品質管理基準及び規格値(13/13)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
配水管材料 配水管用ポリエチレン管	材料 水道配水用ポリエチレン管	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本工業規格又は、日本水道協会及びポリテック協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。 (2)日本水道協会の「検査証印」及び規格記号などを撮影する。
			形状・寸法	JWWA K144 の規定による。				
			性能					
	材料 水道配水用ポリエチレン管継手	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本工業規格又は、日本水道協会及びポリテック協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。 (2)日本水道協会の「検査証印」及び規格記号などを撮影する。
			形状・寸法	JWWA K145の規定による。				
			性能					
	仕切弁 φ50～φ150	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1)日本工業規格又は、日本水道協会及びポリテック協会「検査証印」の表示があること。 (2)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。(受注者) (2)形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料承諾書」を提出する。 (2)第1回材料納品時に「材料検査願」及び「材料検査確認表」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (3)第2回目以降の材料納入分については受注者の独自検査とし、「材料検査確認表」を提出する。 (4)日本水道協会等の「検査証明書」及び納品伝票は使用材料整理表に収録する(距離表示材料全て)	(1)管の入荷状況、保管状況、外観検査状況について撮影する。 (2)日本水道協会の「検査証印」及び規格記号などを撮影する。
			形状・寸法	(1)形状・寸法は JWWA B 122 の規定による。 (2)性能は JWWA B 122 等の規定による。				
			性能					

5 写真管理

5－1 適用範囲

この写真管理規準は、八尾市水道局が発注する請負工事の工事写真の撮影に適用する。ただし、この基準に定めのないものについては、監督職員と打ち合わせをすること。

5－2 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

（1）撮影頻度

①工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

②工種及び工事の内容ごとに管理を行う。

③延長管理をするもののうち施工延長が 30m以下のものは、1施工単位当たり起点・中間・終点の 3 箇所撮影する。

（2）撮影方法

写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板（図－1）を被写体とともに写し込むものとする。

①工事名

②工種等

③測点（位置）

④設計寸法

⑤実測寸法

⑥略図

⑦受注者名

工事名
測　点
工　種
略　図   業者名

図－1 小黒板

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

（3）撮影の要点

工事写真は、契約図書に基づき、工事が適正に施工されたことを証明するものであり、特に工事完成後の不可視部分についての立証資料となるものであるため、以下の事項に留意して撮影しなければならない。

①写真管理担当者を定め、写真管理基準に基づき撮影及び管理を行うこと。

②工事内容を十分理解し、写真の目的を十分把握して撮影すること。

③構造物の寸法が明確にわかるように鋼尺、テープ、スタッフ、ポール等をあてて撮影すること。

④工事写真は、監督職員の提出指示があった場合直ちに提出できるように整理しておくこと。

5－3 工事写真の分類

工事写真の撮影は、以下の要領で行う。

工事写真・・・
- 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
- 施工状況写真
- 安全管理写真
- 使用材料写真
- 出来形管理写真
- 品質管理写真
- 災害写真
- その他（公害、環境、補償等）

（1）着手前及び完成写真
工事着手前に工事区間全体の状況が判断できる写真を撮影する。
①起点・終点及び工区全体を写すものとすること。
②同一画面に収まらない場合は、パノラマ写真（つなぎ写真可）とすること。
③人家・立木・屈曲等が多く、全工区一連の写真撮影ができない場合は、順序よく関連のわかる写真とすること。
④近接家屋等に影響があると推定される場合は、着手前にひび割れ、傾き等の状況を詳細に撮影すること。完成写真は、着手前写真と対照できるよう同一箇所から撮影すること。
部分完成写真は、工種毎または、構造物毎に撮影すること。
（2）施工状況写真
工事施行中の写真は、施工方法、出来形、工程、進捗状況等の記録であり、総合的な判定資料となるので現場施工状況が把握できるように設計図書の工種別に撮影すること。
（3）安全管理写真
工事現場の交通及び作業の安全確保するために防護施設、標示施設、交通整理状況、安全施設等を撮影すること。
（4）使用材料写真
工事に使用する材料のうち、完成後、寸法、数量等が確認できないものについては、後日確認できるように現場搬入後、必要に応じて監督職員立会のうえ、材料の寸法、規格、マーク等が分かるよう測定器具を使用して撮影すること。
使用材料の主なものとして
①水道用ダクタイル鋳鉄管・鋳鉄異形管
②弁栓類（仕切弁・空気弁・消火栓等）
③配管用ステンレス鋼管
④上記以外の管類
⑤ポリエチレンスリーブ・ナイロンスリーブ・固定用ゴムバンド
⑥標示テープ・埋設表示シート・粘着テープ・防食テープ・ロケーティングワイヤー（水道配水用ポリエチレン管用）等
⑦仮給水工事材料
⑧給水工事材料
⑨土留材・保安設備
⑩その他監督職員が指示する材料
（5）品質管理写真
施工管理の一環として実施される試験又は測定の実施状況を撮影すること。
（6）出来形管理写真
①工事完成後に不可視となる部分は、寸法、形状、品質が確認できるように撮影すること。
②矢板等数量が多い場合は、一連番号をつけ最終番号まで連続して撮影すること。
③写真は、被写体に対して適切な位置で撮影し、併せて被写体の寸法が測定器具により、正確に読み取れるように撮影すること。
④工事完成後に測定可能な部分については、出来形管理状況の写真を細別ごとに 1 回撮影し、他は撮影を省略できるものとする。
（7）災害写真
工事中に災害を受けた場合は、その状況を示す写真を撮影すること。
災害写真は、八尾市水道局建設工事請負契約約款第 29 条不可抗力による損害を受けた場合の資料となるため、正確に撮影すること。
（8）その他（公害、環境、補償等）
①公害環境写真
騒音、振動防止及び建設副産物搬出等の実施状況を撮影すること。
②補償関係写真
家屋及び外溝等の状況写真を着手前に撮影すること。
（9）監督職員が立会いのうえ、段階確認をした箇所は、確認状況写真を撮影すること。

５－４　写真の色彩

写真はフルカラーとする。

５－５　写真の整理及び提出

写真及び写真帳の大きさは次によるものとする。

（1）写真の大きさは、サービスサイズ（L 判 89 ㎜×127 ㎜）程度とする。

ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

①着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。

②監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

（2）工事写真帳は、A4判のフリーアルバム（差込式）とする。

（3）写真の信ぴょう性を考慮し、写真の編集は認めない。なお、デジタルカメラの使用にあたっては、「各種基準付則集（水道管工事編）」によるものとする。

５－６　提出部数及び形式

工事写真の提出部数は、次によるものとする。

（1）工事写真帳は施工段階ごとに整理し、工事完成時に各１部提出する。

（2）監督職員が指示する写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。

５－７　工事写真の整理方法

（1）工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の撮影頻度に示すものを標準とする。

（2）第１面に着手前と完成後が比較できるよう整理し、施工順に従い、工程毎に各段階（着手前から完成までの施工状況、出来形管理）に整理し、工事過程が容易に把握できるようにする。また、工種毎に見出しをつける。

（3）安全管理、使用材料、品質管理等は、それぞれ分類して整理する。

（4）いつ施工したのか分かるように写真に日付を表示するか、写真帳の備考欄等に日付を記載するものとする。

５－８　留意事項

別紙撮影箇所一覧表の適用については、次の事項に留意するものとする。

（1）撮影項目、撮影頻度等が工事内容により、不適切な場合は、監督職員の指示により、追加、削除するものとする。

（2）施工状況等の写真については、写真撮影基準に基づいて行うものとする。

（3）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

（4）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図などを工事写真帳等に添付する。

（5）撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員の指示により、類似工種を準用するものとする。

注1・・・適宜選出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。

注2・・・設計変更が生じるおそれがある場合は、設計変更のための資料となるように撮影すること。

注3・・・監督職員立会が必要な箇所は、監督職員立会い中を撮影すること。

注4・・・特殊な工事、工種及び多数の同一構造物がある場合は、監督職員の指示を受けること。

注5・・・撮影項目、撮影頻度及び提出頻度については、撮影箇所一覧表に定める基準によること。

５－９ 撮影箇所一覧

工事写真は、撮影頻度に基づき必ず撮影し、プリント成果品を提出する。

（1）着手前及び完成写真

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
1	着手前		全景又は代表部分	着手前	着手前　1　回
2	完成		全景又は代表部分	完成後	完成後　1　回

（2）施工状況写真

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
1	土工	試掘工	幅、長さ、口径、土被、企業名、埋設状況	掘削完了後	施工箇所全数
		舗装切断工	切断状況	施工中	詳細・断面ごとに　1　箇所
		舗装取壊し工	施工状況	施工中	詳細・断面ごとに　1　箇所
		掘削工	施工状況	施工中	詳細・断面ごとに　1　箇所
		床付け工	施工状況	施工中	詳細・断面ごとに　1　箇所
		路床工	施工状況	敷き均し・締固め時 1 層ごと	詳細・断面ごとに　1　箇所
		路盤工	施工状況	敷き均し・締固め時 1 層ごと	詳細・断面ごとに　1　箇所
		仮復旧工	施工状況	締固め時・施工後	詳細・断面ごとに　1　箇所
2	管布設工	管布設工	管の吊おろし・据付作業	施工中	詳細・断面ごとに　1　箇所
		管接合工	管の接合状況	施工中	30mごとに　1　箇所
			ライナー、GLink等設置状況	施工中	施工箇所全数
		管切断工	切断機の判明	施工中	切断機ごとに
			切断状況、切管の検尺	施工中	切断箇所全数
		スリーブ被覆工	被覆状況	施工中	詳細・断面ごとに　1　箇所
		埋設表示シート布設工	埋設表示シート状況	施工中	詳細・断面ごとに　1　箇所
		ロケーティングワイヤー	設置状況	設置完了後	詳細・断面ごとに　1　箇所
		管撤去工	撤去作業	施工中	詳細・断面ごと 施工工法ごとに　1　箇所
		ポリピック洗浄工	施工状況	施工中	洗浄回数分
3	分岐工	管布設工	施工状況	施工中	施工箇所全数
			コア挿入・サドル被覆状況	施工中	施工箇所全数
		埋設表示シート布設工	埋設表示シート状況	施工中	施工箇所全数
		室工及びメータボックス設置工	施工状況	施工完了後	施工箇所全数
4	防護工	砕石基礎	基礎転圧	施工中	施工箇所全数
		コンクリート工	施工状況	施工中	施工箇所全数
5	弁室築造工	砕石基礎	基礎転圧	施工中	施工箇所全数
		コンクリート工	施工状況	施工中	施工箇所全数
		弁設置	据付状況	施工中	施工箇所全数
		室設置	施工状況	施工中	施工箇所全数
		鉄蓋設置	施工状況	施工中	施工箇所全数
6	水管橋及び橋梁添架	下部工躯体	施工状況	施工中	適宜
		水管橋工場製作	製作状況	施工中	適宜
		塗装	塗装状況	施工中	適宜
		架設	搬入状況	搬入時	適宜
			支承取付状況	取付後	1スパンに　1　回

			地組状況	地組	適宜
			けた架設状況	架設中	1スパンに　1　回

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
6	水管橋及び橋梁添架	下部工躯体	施工状況	施工中	適宜
		水管橋工場製作	製作状況	施工中	適宜
		塗装	塗装状況	施工中	適宜
		架設	搬入状況	搬入時	適宜
			支承取付状況	取付後	1スパンに　1　回
			地組状況	地組	適宜
			けた架設状況	架設中	1スパンに　1　回
7	仮設工	水替工	使用ポンプ	施工中	施工箇所全数
			排水状況	施工中	施工箇所全数
		防護工	施工状況	施工中	施工箇所全数
		矢板工（アルミ矢板含む）	建込または打込状況	施工中	1施工単位ごと又は 10mに　1　箇所
8	推進工	立坑工	施工状況	施工中	箇所全数
		推進設備工	施工状況	施工中	施工箇所全数
		仮設	電気設備、連絡通信設備、安全設備、運搬設備、排水設備、送排泥設備、泥水処理設備の設置状況	施工中 施工後	施工箇所全数
		刃口	施工状況	施工中	施工箇所全数
		掘削	施工状況	施工中	30mに　1　箇所 30m未満は　2　箇所
		裏込注入	施工状況	施工中	30mに　1　箇所 30m未満は　2　箇所
9	地盤改良工	薬液注入	施工機械設備状況	施工中	施工箇所全数
			薬液注入状況（注入位置、深さ、全景）	施工中	施工箇所全数
			観測井設置状況及び地下水室観測状況	施工中	施工箇所全数
		改良工	薬液注入に準ずる	施工中	施工箇所全数
			改良部の床付け状況	施工中	施工箇所全数
10	基礎杭工	試験杭	打込み、継手作業、支持力試験状況	施工中	施工箇所全数
		木杭	打込み、杭の切揃え間隔	施工中	適宜
		既製杭	打込み、継手作業、支持力試験状況	施工中	適宜
		場所打杭	掘削、配筋、コンクリート打込み状況等	施工中	適宜
		地中壁工	掘削、配筋、コンクリート打込み状況等	施工中	適宜
		深礎杭	掘削、ライナープレート設置、打設状況	施工中	適宜
		床付	施工状況	施工中	適宜
11	基礎工（構造物	床付	施工状況	施工中	適宜
		砕石基礎	施工状況	締固め中	適宜

		コンクリート基礎	施工状況（均し及び本体コンクリート）	施工中	適宜

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
12	アスファルト舗装工（注Ⅰ）	不陸整正	整正状況	施工中	30mごとに　1　箇所
		乳剤散布	散布状況、散布完了時の全景	施工中	30mごとに　1　箇所
		敷き均し	施工状況	施工中	30mごとに　1　箇所
		転圧	施工状況	施工中	30mごとに　1　箇所
		温度測定	測定状況	施工中・後	適宜
13	コンクリート工 構造物	鉄筋工	配筋、組立、継手、圧接状況	施工時	適宜
		コンクリート工	打込状況、締固状況、テストピース採取及び試験、養生状況	施工時	適宜
				施工時	適宜
		モルタル工	施工状況	施工時	適宜
		型枠工	組立状況	施工時	適宜
14	防水工	防水工	各層ごとの施工状況	施工中	適宜
			各層ごとの幅、厚さ、長さ	施工後	適宜

（注Ⅰ）撮影頻度は、３－６（出来形管理基準適用の留意点）による。

(3)安全管理写真

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
1	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種　1　回
			各種保安施設の設置状況	設置後	
			交通誘導員交通整理状況	作業中	各　1　回
			安全訓練等の実施状況	実施中	実施数全数

(4)材料検査写真

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
1	材料検査	材料検査	検査実施状況	検査時	適宜
			検査合格印の確認	検査時	適宜

(5)出来形管理写真

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度

1	共通	基礎工	幅、厚さ、延長	施工後	実施箇所全数
2	土工	舗装切断工	切断完了時の全景	施工後	舗装種別ごとに 1 箇所
		掘削工	幅、深さ	施工後	詳細・断面及び舗装種別ごとに 1 箇所
		路盤工	幅、厚さ	施工後	詳細・断面及び舗装種別ごとに 1 箇所
		仮復旧工	厚さ	施工後	詳細・断面及び舗装種別ごとに 1 箇所

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
3	管布設工	管布設工	管布設の位置（離れ、深さ）	施工後	詳細・断面ごとに 1 箇所
		管撤去工	仕切弁、消火栓等弁室撤去	施工後	各種 1 箇所
			バルブ撤去	施工後	10 箇所ごと 1 箇所
4	分岐工	管布設工	連絡箇所 （被り）	施工後	施工箇所全数
			管布設の位置（より、被り）	施工後	施工箇所全数
5	管防護工	基礎工	幅、高さ、長さ	施工後	施工箇所全数
		コンクリート工	幅、高さ、長さ	施工後	施工箇所全数
6	推進工	支圧壁	幅、高さ、長さ、厚さ、規準高	施工後	施工箇所全数
		刃口	外形寸法、ひずみ	施工前	施工箇所全数
		裏込注入	発進、到達口、厚さ、仕上り内容	施工中	施工箇所全数
		推進工	基準高、中心線、延長	施工中・後	施工箇所全数 回
7	水管橋及び橋梁添架	下部工躯体	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	型枠取付後	1基ごとに 1 回
		水管橋工場製作	原寸	原寸検査後	1橋ごとに 1 回
			仮組立寸法	仮組立検査時	1橋ごとに 1
		塗装	材料使用量（塗装缶）	使用前・後	全数量 回
			ケレン状況（塗替）	施工前・後	各部材ごとに1スパンに 1 回
			塗装厚	測定後	各層部材ごと1スパンに 1 回
		架設	キャンパー等	架設後	1スパンに 1
8	塗装工	材料検査	材料使用量（塗装缶）	施工前・後	全数量 回
		下地処理	状況	施工前・後	各層部材ごと1スパンに 1 回
		塗装	塗装状況	施工中	各層部材ごと1スパンに 1 回
		検査状況	塗膜厚	施工後	各層部材ごと1スパンに 1

9	弁室築造工	基礎工	幅、高さ、長さ	施工後	施工箇所全数
		コンクリート工	幅、高さ、長さ	施工後	施工箇所全数
10	弁栓類設置工	室設置	ブロック据付状況	施工後	施工箇所全数
		弁栓類設置状況	弁室内オフセット	施工後	施工箇所全数
		鉄蓋設置工	設置状況	施工後	施工箇所全数

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
11	路面復旧工（注）	路床工	GLからの深さ	施工後	30mごとに 1 箇所
		下層路盤工	幅、厚さ	施工後	30mごとに 1 箇所
		上層路盤工	幅、厚さ	施工後	30mごとに 1 箇所
		アスファルト舗装工（基層・中間層）	幅、厚さ	施工中	30mごとに 1 箇所
		アスファルト舗装工（表層）	幅、厚さ	施工中	30mごとに 1 箇所
		コア抜取り	抜取りコア採取厚	抜取り後	全数量
12	仮設工	地中壁工	掘削深さ	打設前	1施工単位 1 回
			芯材（長さ）	施工前	1施工単位 1 回
			基準高、位置	打設後	1施工単位 1 回
			数量	完了後	1施工単位 1 回
			壁面外径	完了後	1施工単位 1 回
		矢板工（アルミ矢板含む）	根入長	建込（打込）前・後	1施工単位ごと又は 30mに 1 箇所
			変位	建込（打込）後	1施工単位ごと又は 30mに 1 箇所
			腹起し、切梁の間隔	設置後	1施工単位ごと又は 30mに 1 箇所
			数量	建込（打込）後	施工箇所全数
13	地盤改良工	薬液注入工	注入位置、深さ（ロッド検尺）	施工後	施工箇所全数
		改良工	厚さ、施工範囲	施工後	施工箇所全数
		観測井設置	設置状況	施工中	施工箇所全数
		固結工（粉体噴射攪拌工、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌工）	位置・間隔、杭径、深度	打込み後	1施工箇所に 1 回
14	基礎杭工	既製杭（既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭）	偏心量	打込み後	1施工箇所に 1 回
			根入長	打込み前	1施工箇所に 1 回
			数量	打込み後	全数量
			杭頭処理状況	処理前・中・後	1施工箇所に 1 回
		場所打杭	根入長	施工中	1施工箇所に 1 回
			偏心量	打込み後	1施工箇所に 1 回
			数量、杭径	打込み後	全数量
			杭頭処理状況	処理前・中・後	1施工箇所に 1 回
			鉄筋組立状況	組立後	1施工箇所に 1 回
		深礎工	根入長	掘削後	全数量
			偏心量、数量	施工後	全数量

			ライナープレート設置状況	掘削後	1施工箇所に　1　回
			土質	掘削中	土質の変わるごとに　1　回
			鉄筋組立状況	組立後	全数量

（注Ｉ）撮影頻度は、３－６（出来形管理基準適用の留意点）による。

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
15	基礎工 構造物	床付	基準高	施工後	適宜
		砕石基礎	幅、高さ	施工後	適宜
		コンクリート基礎	基準高、幅、高さ	施工後	適宜
16	コンクリート工 構造物	鉄筋工	位置、間隔、組立寸法、継手寸法	組立後	施工単位当り　1　回
		コンクリート工	基準高、幅、高さ、長さ、厚さ	打設後	適宜
		モルタル工	基準高、幅、高さ、長さ、厚さ	打設後	適宜
		型枠工	断面寸法、鉄筋かぶり	組立後	適宜

(6)品質管理写真

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
1	路床	貫入試検	試験実施状況	試験実施中	試験ごとに　1　回

2	下層路盤	現場密度の測定	試験実施状況	試験実施中	路盤ごとに 1 回
		平板載荷試験	試験実施状況	試験実施中	路盤ごとに 1 回
		骨材のふるい分け試験	試験実施状況	試験実施中	品質に異常が認められた場合
		土の液性限界・塑性限界試験	試験実施状況	試験実施中	品質に異常が認められた場合
		含水比試験	試験実施状況	試験実施中	品質に異常が認められた場合
3	上層路盤	現場密度の測定	試験実施状況	試験実施中	路盤ごとに 1 回
		平板載荷試験	試験実施状況	試験実施中	路盤ごとに 1 回
		粒度	試験実施状況	試験実施中	品質に異常が認められた場合
		土の液性限界・塑性限界試験	試験実施状況	試験実施中	品質に異常が認められた場合
		含水比試験	試験実施状況	試験実施中	品質に異常が認められた場合
4	アスファルト舗装舗設現場	温度測定	試験実施状況	試験実施中	合材の種類ごとに 1 回
5	排水性舗装舗設現場	温度測定	試験実施状況	試験実施中	合材の種類ごとに 1 回
		現場透水試験	試験実施状況	試験実施中	合材の種類ごとに 1 回

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
6	コンクリート工 施工	塩化物含有試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごとに 1 回
		スランプ試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごとに 1 回
		コンクリートの圧縮強度試験	供試体	採取時	全数量
			試験実施状況	試験実施中	
		空気量試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごとに 1 回
		コンクリートの曲げ強度試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごとに 1 回
		コアによる強度試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごとに 1 回
		コンクリートの洗い分析試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごとに 1 回
	コンクリート工 施工後	ひび割れ調査	試験実施状況	試験実施中	対象構造物ごとに 1 回
		テストハンマーによる強度推定調査	試験実施状況	試験実施中	対象構造物ごとに 1 回
		コアによる強度試験	試験実施状況	試験実施中	テストハンマー試験により必要が認められたとき
7	鉄筋工	引張試験（材料）	試験実施状況	試験後	「規格証明書」のないものに関して
		外観試験（材料）	試験実施状況	試験実施中	「規格証明書」のないものに関して
		外観試験（圧接）	試験実施状況	試験実施中	1施工単位に 1 回
		超音波探傷試験（圧接）	試験実施状況	試験実施中	試験ごとに 1 回
8	鋼材	引張試験（材料）	試験実施状況	試験後	「規格証明書」のないものに関して
		外観試験（材料）	試験実施状況	試験実施中	「規格証明書」のないものに関して
9	既製杭工	外観検査	試験実施状況	試験実施中	試験ごとに 1 回
		浸透探傷試験（カラーチェック）	試験実施状況	試験実施中	試験ごとに 1 回

		放射線透過試験（継杭溶接）	試験実施状況	試験実施中	試験ごとに　1　回
		超音波探傷試験	試験実施状況	試験実施中	試験ごとに　1　回
		水セメント比試験	試験実施状況	試験実施中	試験ごとに　1　回
		セメントミルクの圧縮強度試験	試験実施状況	試験実施中	試験ごとに　1　回
10	地盤改良工	注入工	材料検査状況	施工前	搬入ロッドごと
			比重測定	試験実施中	作業開始前及び作業中の午前・午後に各々1回以上測定する
			ゲルタイム	試験実施中	
			注入圧力	施工中	注入孔ごと
		改良工	材料検査状況	施工前	実施箇所ごと
			噴射圧力・噴射時間（引上げ速度）・噴射量	施工中	造成１本ごと
			排出汚泥の噴泥状況	施工中	造成１本ごと
11	配管材料	材料検査	材料検査状況 日水協検査合格印の確認	検査中	適宜

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
12	継手工	ボルトの締付けトルク	トルクレンチによる確認	施工中	詳細・断面ごとに1箇所
		接合作業	測定状況（各チェックシート）	施工中	詳細・断面ごとに1箇所
		許容曲げ角度	測定状況	施工中	詳細・断面ごとに1箇所
		通水試験	測定状況	施工前・中・後	１工程ごと
13	管溶接工	放射線透過試験	検査実施状況	施工後	溶接箇所ごと
		超音波探傷検査	検査実施状況	施工後	溶接箇所ごと
14	管塗装	使用塗料	材料検査状況	施工前	全数量、各層ごと
		膜厚、ピンホール、接着塗	検査実施状況	施工後	全数量
15	推進工事	管材料検査（推進管、さや管）	材料検査状況	施工前	1路線　1　回

（7）災害写真

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
1	災害	事故報告	事故の状況及び被災規模等	被災直後、被災後	その都度

2	事故	事故報告	事故の状況	発生直後、発生後	その都度

（8）その他

番号	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
1	建設副産物処理	掘削・積込	施工状況	施工中	1工事　1　回 （搬入場所ごと）
		運搬			
		処分	施工状況	到着時	
	残土処分	掘削・積込	施工状況	施工中	
		運搬	運搬、搬入・搬出状況		
		処分	処理施設、処理状況	到着時、攪拌状況	
2	支障物件	他企業の立会を求めるもの	立会い状況	立会い中	適宜
		支障物件処理	施工状況	施工中・後	実施箇所全数
		受け防護			
		吊り防護			
3	環境対策・イメージアップ		各施設設置状況	設置後	実施箇所全数
4	高度技術・創意工夫・社会性		実施状況が確認できること		実施箇所全数

施工管理基準（水道管工事編）

初版　平成２１年４月１日
改訂　平成２３年４月１日
改訂　平成２５年４月１日
改訂　平成３０年４月１日
改訂　令和　２年４月６日
改訂　令和　３年４月１日
改訂　令和　４年４月１日
改訂　令和　５年６月１日

編集
八尾市水道局